皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ラトビア国の独立記念日につき、七月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成５年４月５日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成29年７月７日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

Ⅱの２の⑶中「職業能力開発局長」を「人材開発統括官」に改める。

附　則

この基本方針の改正は、平成29年７月11日から適用するものとする。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成28年検第3016～3021号出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反被告事件（平成29年領第881号）　１．現金1,450,000円（封筒３枚入り）

平成28年検第3016～3021号出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反被告事件（平成28年庁外領第4338号）　１．ＡＶコード等２本。２．ＣＤ－Ｒ（紙袋入り）１枚。３．ＳＩＭカード（パッケージ付き）１枚。４．ＵＳＢメモリー８個。５．受付表等（ファイル入り）４ファイル。６．営業日報等（ファイル入り）１冊。７．カードケース１個。８．会員証１枚。９．鍵（封筒入り）２本。10．貸付台帳等２ファイル５冊。11．貸付表等３束。12．紙袋（書類等在中）１袋。13．紙片１枚８片３袋。14．カメラ１式。15．給料支払明細書１冊。16．キャッシュカード14枚。17．給与明細書等２枚。18．携帯電話機64台。19．契約関係書類等１冊１袋。20．顧客台帳等８束９冊４ケース。21．ご利用証明書２枚。22．書類（ファイル入り）１式。23．スマートフォン（ＳＩＭカード無し）３台。24．請求書１枚。25．外付けＤＶＤドライブ（ＤＶＤソフト入り）２台。26．通帳21通。27．手帳１冊。28．テレビモニター１台。29．ノート８冊。30．パソコン３台４式。31．ビデオレコーダー１式。32．ビニール袋（破れているもの）１袋。33．袋１袋。34．振込カード５枚。35．振込関係書類等（封筒入り）１束。36．プリンター１台。37．ポーチ２個。38．ホワイトボード１枚。39．マイクロＳＤカード（ビニール袋入り）１枚。40．身分関係書類等１通。41．無線ＬＡＮルータ２台。42．名刺１枚１箱１冊。43．名簿等20ファイル１ケース１冊２袋16束。44．メモ等12束42枚８冊３個34通８袋。45．メモ類（シュレッダー機入り）２台。46．申込書等１束。47．木材（ガムテープ貼付）１本。48．預金照合表32枚。49．領収書１枚。50．利用明細等１束30枚

東京区検察庁検察官

平成25年検第14779号住居侵入、窃盗被疑事件（平成29年領第1408号）　１．現金1,000,000円（帯封で封筒入り）

平成25年検第14779号住居侵入、窃盗被疑事件（平成25年庁外領第4535号）　１．ビニール袋１袋。２．鍵５個。３．カードキー１個。４．小物入れ１個

平成21年検第17129号窃盗未遂被疑事件（平成29年領第1404号）　１．現金280,000円（封筒入り）。２．現金100,000円（封筒入り）

平成21年検第17129号窃盗未遂被疑事件（平成29年庁外領第946号）　１．ビニールケース１枚

名古屋地方検察庁検察官

平成29年検第100945号覚せい剤取締法違反被疑事件（平成29年領第865号）　１．覚せい剤57.49ｇ。２．封筒55枚。３．注射器277本。４．ポーチ１個。５．手袋２枚。６．携帯電話２台。７．マスク１枚。８．ビニール袋16袋。９．納品書１枚。10．現金315,000円

証券無効

所得．復興特別所得．相続．贈与．地価．消費．地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

平成28年７月11日交付　第平28―000230010号

東京国税局　財務事務官　石川　直樹　名義分

平成29年４月５日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成29年７月７日　国　税　庁

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第128140号	平成28年４月１日	平成29年５月30日	愛知労働局半田労働基準監督署 労働基準監督官 佐々木健輔

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

平成29年７月７日　厚生労働省

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年７月７日

近畿地方整備局長　池田　豊人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

道路管理情報システム（以下「既設設備」という。）は、その果たすべき役割を発揮するため、必要な機能・性能を定めた仕様書等により、当初施工者が独自の技術を基に、開発・設計・製作・据付したものであることから、下記の応募要件を満たし、本案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本案件に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札（総合評価落札方式）にて調達を実施する予定である。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

２．概要

⑴　調達件名　道路管理情報システム改造１式

⑵　納入場所　大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　大阪合同庁舎第１号館他

⑶　対象設備　近畿地方整備局の既設設備

なお、内訳は別紙「対象設備一覧表」参照のこと。

⑷　内容　既設設備にかかる改造を行う。

なお、詳細は「公示説明書」参照のこと。

⑸　納入期限　平成30年３月25日

３．業務目的

本案件は、近畿管内の道路管理情報システムについて、新規路線の供用に伴う道路情報板ガイダンス機能の変更など、既存システムの改造を実施するものである。

４．応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていること。

③　参加意思確認書の受領期限の日から審査結果通知の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　公示説明書の交付を直接受けた者であること。

⑵　実績に関する要件

平成14年度以降において、道路管理情報に関するデータを取り込み、表示できるシステムの製造の実績があること。

⑶　技術力に関する要件

①　運用中の既設設備に対して品質を低下させることなく改造ができること。

②　既設設備改造に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

③　既設設備改造後のアフターケア体制を有すること。（国内拠点、24時間の連絡体制、保守部品の供給体制）